

ほりいわお通信15

平成 29 年 12 月 29 日発行

岩倉市議会議員 堀 巌

☀最近の活動

ラジオ体操

大地町の史跡公園で、毎朝(6時30分~。冬季は6時45分~)行われています。年末は31日まで、年明けは正月の三が日を除き、引き続き行われます。皆さんも、ぜひ参加してみてください。

行政書士研修&地方監査会計技能士

11月下旬に、行政書士の基礎研修を受講し修了しました。また、地方監査会計技能士の資格を取得しました。

「 デイサービスセンターの慰問

1年間、5ヵ所のデイサービスセンターを何回か訪問し、さわやか音楽会を行ってきました。年明けの1月は、東クリニックさん、一期一会さんで行う予定です。毎回スターにしてもらっています。

★監査委員としての仕事

議員選出の監査委員に任命されていますが、 毎月の定期監査以外に、市民からの情報提供に よる特別な行政監査を11月に行いました。

不正な補助金支給が発覚

市に登録されている自転車屋さんから、市民が幼児2人同乗用自転車を購入すると、市から補助金が出ます。本来は、購入者(市民)に対する補助金なのですが、市民が補助金を差し引いて代金を支払い、後で、事業者からの請求で補助金分を振り込む仕組みになっています。

市は、登録店としての資格要件がないことを 知りながら、登録店の抹消をせず、事業者に補 助金を支給していました。

監査委員会としての結論は、要件を満たしていない8件269,500円を返還請求するように市に勧告しました。

しかし、市は、監査の時に出ていなかった新たな情報として、最初の 2 件の自転車には TS シール(安全点検済のシール)が貼られていなかったことを理由に、その 2 件分 70,000 円の

み返還請求するという、勧告とは違う措置を行 うと報告してきました。

監査委員としては、市の措置に不満と不信感を抱いています。この先、どうするべきかを考えています。

併せて、議会に関係職員の処分も報告されました。このことは、中日新聞・朝日新聞にも載りましたが、正確性に欠けます。12月20日の中日新聞では、「当時の課長 戒告処分」という見出しで、本文でも「当時の担当課長が要綱を十分に理解せずに職員に指示した」との掲載です。これだけ読むと課長の責任が最も大きいように見えますが、実は、違います。

12月議会で、この件に関連して、市長10% (9月議会の下水道会計の決算が不認定となっ た責任を含んでいます)、副市長5%の給与カット(1月分)の議案が追加上程されました。 その審議の中で、私は、当時の部長(現副市長) としての責任を追及しました。

問:直属の上司というだけでなく、事務に関わったことも含めての責任ということで良いか。 市長:直属の上司ということは、部下の事務全般を統括する義務があるので、そういう理解で良い。

<u>間</u>:具体的に部長は最高決裁者として関与した ということか。

<u>副市長</u>:補助金交付申請事務は、課長決裁になっているため、それぞれに自分が印鑑を押したということはない。

副市長の答弁は、実務では関与していないかのように取れます。確かに、交付の決裁や伝票は課長決裁ですが、登録事務では、部長までの決裁が存在しました。業者が相談しに来たときに、要綱に反する不正支給となることを知りながら、最終判断として黙認を決め、業者に指南した際には、組織としてどこまで情報が共有されていたのでしょうか。

*

12 月議会の報告

防犯カメラの条例と予算を可決

9月議会で、前市長からの「防犯カメラー式」という寄附を受けることについて、一般質問を

行いましたが、12月議会では、その寄附分(カメラ本体と設置工事費)を除く、電柱使用料、消耗品などの予算とカメラの管理や運用などを定める条例が提案されました。

予算は、100 台を根拠にしていますが、寄附目録には「防犯設備一式」としか書いてありません。また、1 台の値段や設置場所についても、現時点では明らかにできないという答が返ってきました。本来であれば賛成しかねますが、議会が通学路に防犯カメラをという市民団体からの請願を採択していることから、賛成ということになりました。

しかし、次のことを賛成討論という形で述べました。

- ・100 台という台数は口頭によるということである。 口頭でも契約は成立するが、取り消すことができる。 この取り消すことができる口約束を予算上の措置 といえるのかという点については、地方自治法第 222 条で予算の裏付けがない議案の提出を禁じてい るわけだが、市当局は寄附者の信用度が高いと見込 み、予算上の裏付けがなされているとして付随予算 を提案したものと解釈する。
- ・寄附自体はとてもありがたいことではあるが、現金で寄附された場合は、全事業費が予算として議会の議決の対象となっていくことから鑑みれば、現物寄附であったとしても、議会や市民に対し同様の透明性を確保し、事業が執行されていくべきものである。よって、今後、一層、積極的かつ細やかに資料の公開及び説明をお願いする。
- ・日本弁護士連合会(以下「日弁連」)が防犯カメラを法律的観点からとらえた声明を平成24年に出しているとおり、犯罪多発地帯であること又は将来犯罪が発生する高度な蓋然性が認められる場所であることなどを定めた設置場所に関する基準が重要であるが、条例にその設置基準が定められていなあるがある。画像等の適正な管理は規定されているものの、そのデータの開示についる規定されているものの、そのデータの開示についる規定されているものの、そのデータの開示についる規定されているものの、そのデータの開示についる規定されているものの、そのデータの開示についるも規定されているものの、そのデータの開示についるも規定されているものの、そのデータの開示についるという判断は個々の設置者に表わるように第三者機関を設置し、統一した判断により取り扱われるべきだと考える。

お祭り広場にゴムマット?

桜まつりのメーン会場であるお祭り広場の雨対策について、コンパネを敷くなどの対処療法ではなく、抜本的な改良をすべきだと問題提起してきましたが、来年度は、ゴムマットで様子を見るという予算が提案され、議会は了承しました。その効果について注視していきます。

一般質問を行いました

情報公開制度=市民の知る権利について

国では、森友学園、加計学園の問題のとき、 文部科学省の文書が廃棄されていたり、パソコンが入れ替えられたり、不信さ満載の行動が明らかにされました。しかし、岩倉市でも似たようなことが起きています。

国会での森加計問題追及で、真っ黒に塗られた文書が出されていたのは、まだ記憶に新しいのではないでしょうか。いわゆる、個人情報などを隠す一部非公開というものです。

議会では、前年度の情報公開の報告を受けることになっています。情報公開請求に対し、門前払いの「文書の存在すら明らかにしない(存否応答拒否)」というケースが何件か見受けられました。私は、存否応答拒否を採る場合というのは、極めて限定的に解釈すべきで、制度の濫用だと指摘しました。

また、議長が職員に対し不当な要求をしたのではないかという市民からの通報があり、議会から市に対して、疑惑の真偽についての説明を求めたのですが、市は情報公開条例の規定を引用し、説明を拒否しました。その件について、一般質問しましたが、市からの回答は、こじつけでしかなく、説明になっていませんでした。

また、質問の中で、同時に議会内部の問題点も明らかにして、事の経過を説明しました。 ①多くの議員が職員からの聞き取りを行い、市民からの通報の内容に近い証言が得られたということで、岩倉市議会議員政治倫理条例に基づき、私と木村議員とで、審査会による審査を請求しました。条例では、「議長は、直ちに、その審査を求めなければならない。」となっていますが、議長を代理する副議長は、直ちに審査を求めず、全員協議会(議員全員で話し合う場)で解決を図ろうとしました。

- ②協議会の議論の結果、議会は、市へ説明を求める依頼文書を出すことに決定しましたが、出された文書の内容は、協議会の意見とは異なるものでした(決裁行為がなされていない)。
- ③最終的には1か月も遡って、政治倫理審査会の請求が棄却となりました(証拠が添付されていないという理由)。これは、明らかに条例の施行規則に反します。また、証言は、裁判の事例からも証拠となり得ます。

残念ですが、これが、議会改革ランキング愛知県1位の実態です。まだまだ、道半ばです。 真の1位を目指して頑張ります。